

工場・事業場における省エネ法定定期報告（2019年度提出分） に基づく事業者クラス分け評価の結果

本資料について

・事業者クラス分け評価制度は、総合資源エネルギー調査会省エネルギー小委員会の取りまとめ（2015年8月28日）に沿って、省エネ優良事業者を公表することで事業者に自らの省エネ取組状況の客観的な認識を促すことを目的として実施しているものです。

総合資源エネルギー調査会省エネルギー小委員会の取りまとめ（2015年8月28日）

http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/shoene_shinene/sho_ene/report_01.html

・本資料は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）第15条第1項に基づいて2019年度に提出された工場・事業場におけるエネルギー使用状況等に関する定期報告書について、2020年3月末時点で評価を行った結果を示したものです。

・事業者クラス分け評価制度では、評価の結果として、以下①②のいずれかを満たす事業者を省エネ優良事業者（Sクラス）としています。

①定期報告書特定－第4表の記載に基づき、エネルギーの使用に係る原単位（エネルギー消費原単位）又は電気需要平準化原単位の5年度間平均原単位変化が1%以上の低減であること

②定期報告書特定－第6表の記載に基づき、ベンチマーク指標が目指すべき水準を達成していること

・「省エネ評価」の欄は、事業者をSクラスと評価する場合に限り、「☆」を記載をするものです。

・「ベンチマーク達成分野」の欄は、省エネ法ベンチマーク制度の対象となる事業者が上記②を満たす場合に限り、その達成した分野名を記載をするものです。なお、分類方法の違いにより、ベンチマーク制度の対象分類と産業標準分類（中分類）は一致しません。

標準産業分類 中分類 ※本制度における評価は、特定事業者の工場・事業場におけるエネルギーの使用状況等に基づいた評価であり、必ずしも各業種におけるエネルギー使用状況等を反映したものではありません。	特定事業者番号	主たる事業所の所在地	事業者等名	省エネ評価				2019年度ベンチマーク達成分野
				2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
88 廃棄物処理業	0051081	福岡県	光和精鉱株式会社	☆	☆	☆	☆	